

障害者差別の解消に向けて

香川県障害福祉課

2

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）

- ▶ 施行：平成 28 年 4 月 1 日
- ▶ 目的：
障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

障害者差別解消法

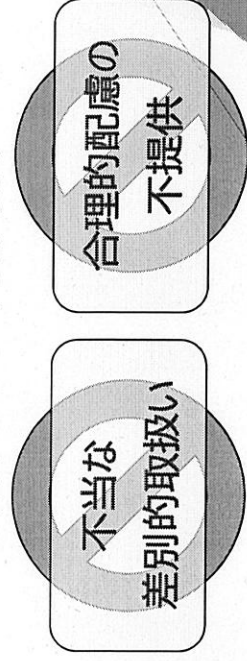
- ▶ 対象となる障害者
- ▶ 身体障害のある人
- ▶ 知的障害のある人
- ▶ 精神障害（発達障害を含む）のある人
- ▶ その他心身の機能の障害がある人
上記の人で継続的に日常生活に相当な制限を受けている人

障害者手帳の所持者に限らない

3

障害者差別解消法

- ▶ 【障害を理由とする差別】を禁止するもの
- ▶ 障害を理由とする差別とは
障害があることのみを理由として



4

障害者差別解消法

▶ 障害を理由とする差別を禁止するもの

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取扱いの禁止	法で禁止	法で禁止
合理的配慮の提供	法的義務	努力義務

5

禁止している不当な差別的取扱い

- ▶ 差別的取扱い ▶ 法が禁止しているのは
 - ・その取扱いをすることの判断理由が **障害があるということのみ** であって
 - ・障害のない人と異なる取扱いをすることに **正当な理由がない** 場合
- ・拒否する
- ・制限する
- ・条件を付ける

6

求められる合理的配慮の提供

- ▶ 配慮が求められるのは
 - 障害のある人から、バリアの除去を求める **意思表明** があったとき
- ▶ 提供すべき配慮は
 - 過重な負担とならない範囲** での対応
(できる範囲で行う対応)

7

建設的な対話をする事

- ▶ 代替措置を提案することなど問題の解決には、互いの **歩み寄り** が必要となる場合が多い。
- ▶ 配慮を求める障害者、配慮を求められる側それぞれに理由や事情がある。



だからこそ建設的対話が必要！
相互理解に努めることが必要！

8

障害者の生活のしづらさ

▶ 障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁（バリア）となるもの

社会的障壁

- 事物
施設・設備
- 制度
ルール等
- 慣行
慣習など
- 観念
偏見など

9

条例をつくろう！

▶ 基本的な考え方

- 社会全体で
- 障害等への理解の促進
- 相互理解
(建設的対話)

10

条例の名称

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例

▶ 目指すべき社会を表したもの

▶ ……ちよと長いんじゃない？



11

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例

▶ 障害者差別の解消

▶ 共生社会の実現

12